

法人の異動・変更届出書 記載要領

この「法人の異動・変更届出書」は、鳥取県内に事務所等または寮等を有する法人が解散、残余財産確定、事業年度等の変更、納税地の異動、資本金又は出資金の額の変更、資本金等の額の変更、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による営業の譲渡又は譲受け、支店・工場等の異動（閉鎖を含む）等場合に、当該事由のあった日から2月以内に、必要事項を記載し必要書類を添付の上、管轄の県税事務所に提出してください。

なお、エルタックスにより、当県に「異動届」を提出した場合は、この届出書の提出は不要です。

1 必要書類

この異動届は、次の場合に次の書類を添付して提出先ごとに各1通添付してください。（別途郵送可）

なお、表中に記載の必要書類以外にその他参考となる書類があれば添付してください。

区分	必要書類等
鳥取県内に本店のある法人が、他の都道府県に事務所等（※1）を設置した場合	・登記事項証明書の写し（新たに設置する事務所等が登記されていない場合、その設置日や所在地を確認できる書類の写し） ・会社分割した場合は分割計画書又は分割契約書の写し
鳥取県内の主たる事務所以外に新たに県内に事務所等を設置した場合	・登記事項証明書の写し（新たに設置する事務所等が登記されていない場合、その設置日や所在地を確認できる書類の写し） ・会社分割した場合は分割計画書又は分割契約書の写し
事務所等の移転があった場合	・登記事項証明書の写し（異動後の事務所等が登記されていない場合、異動の日を確認できる書類の写し）
鳥取県内にある事務所等または寮等（※2）を廃止した場合	・登記事項証明書の写し（新たに設置する事務所等が登記されていない場合、その廃止日を確認できる書類の写し）
鳥取県内に事務所等または寮等を有する法人が解散した場合	・登記事項証明書の写し ・合併解散した場合は、合併契約書の写し
・グループ通算制度の承認申請の承認があった場合 ・グループ通算制度の取りやめの承認を受けた場合	この異動届の提出は不要です。 鳥取県様式第3号「グループ通算制度の承認等届出書」を提出してください。
上記以外に「法人の設立等届出書」において届け出た内容に変更が生じた場合	・登記事項証明書の写し又は定款の写し等（新たに設置する事務所等が登記されていない場合や、定款に記されていない場合はその設置日や所在地を確認できる書類の写し）

（※1）事務所等・・・事務所、事業所、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、工場等

（※2）寮等・・・寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類する施設

2 各欄の入力方法

記入欄	入力すべき事項・注意事項
年月日	提出年月日を記入してください。
鳥取県 部県税事務所長様	提出先の県税事務所を記入してください。
法人番号	国税庁から指定・通知された法人番号を記入してください。 法人番号が指定・通知されていない場合は記入しないでください。
本店の所在地	登記してある本店の郵便番号、所在地及び電話番号を記入してください。
代表者	法人を代表する者の職名及び氏名を記入してください。

異動・変更事項	異動・変更内容に応じて番号を選択してください。(複数選択可能) 「14 その他」を選択された場合は、備考欄に変更の詳細を記入してください。
---------	--

異動・変更が生じた日を一番右の欄に記入してください。	本店所在地	本店所在地の変更があった場合は、変更前後の所在地を記入し、旧本店の状況「存続・廃止」いずれかを○で囲んでください。 なお、旧本店が支店等として存続する場合は、「支店等の新設」欄にも記入してください。
	法人名	法人名に変更があった場合は、変更前後の法人名を記入してください。
	代表者職名氏名	代表者の職名又は氏名に変更があった場合は、変更前後の代表者の職名又は氏名を記入してください。
	資本金(出資金)	資本金(出資金)に変更があった場合は、変更前後の額を記入してください。
	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	資本金の額及び資本準備金の額の合算額に変更があった場合は、変更前後の額を記入してください。
	資本金等の額	資本金等の額に変更があった場合は、変更後の額を記入してください。
	事業年度	事業年度に変更があった場合は、変更前後の事業年度を記入してください。
	事業の目的及び種類	事業の目的及び種類に変更があった場合は、変更前後の事業の目的及び種類を記入してください。
	県内主たる事業所所在地の変更または廃止	県内主たる事業所所在地の変更があった場合は、変更前後の所在地を記入し、旧事務所の状況「存続・廃止」いずれかを○で囲んでください。 なお、旧主たる事務所が支店等として存続する場合は、「支店等の新設」欄にも記入してください。
	支店等の新設	主たる事務所以外の支店等を新設した場合、その支店の所在地を記入してください。
	支店等の廃止	主たる事務所以外の支店等を廃止した場合、その支店等の廃止前の所在地を記入してください。
	合併	会社の合併を行った場合、被合併法人の本店所在地及び法人名を記入してください。
申告書の送付先	申告書の送付先を変更した場合は、変更後の送付先を記入してください。	
解散	法人が解散した場合、解散した年月日を記入してください。	
清算結了	法人が清算結了した場合、清算結了した年月日を記入してください。	
残余財産の確定	法人の残余財産が確定した場合、確定した年月日を記入してください。	
税理士	関与税理士の氏名、住所および電話番号を記載してください。	
備考	その他特記事項があれば記入してください。 なお、異動・変更事項欄で「14 その他」を選択された場合は、この欄に変更の詳細を記入してください。	
※電算処理	この欄は、記入しないでください。	

3 届出先

①本店又は主たる事務所等の所在地が変更した場合（外形法人及び収入金課税法人以外の法人）

→ 異動後の所在地の管轄県税事務所

（ 鳥取市・岩美郡・八頭郡…東部県税事務所
倉吉市・東伯郡…中部県税事務所
米子市・境港市・西伯郡・日野郡…西部県税事務所 ）

②本店又は主たる事務所等の異動を伴わない場合

→ 主たる事務所等の管轄の県税事務所（法人設立等届の提出先と同様）

※鳥取県内に本店が所在する外形法人及び収入金課税法人については、所在地によらず、東部県税事務所が管轄となるため、上記①②にかかわらず、届け出先は東部県税事務所となります。